

議会 だより



入園おめでとうございます!

お祝いの言葉

新入生の皆さんご入学おめでとうございます。そして、保護者の皆さんにおかれましてはお喜びもひとしおのここと拝察申し上げます。議会一同心よりお祝い申し上げます。

白川郷学園は、義務教育学校に移行して今年で5年目を迎えます。最大の特徴は、切れ目のない9年間の教育課程を一貫して行うところです。その学園の特徴を最大限に活かして、新入生のみなさんが着実に勉学に励んでいただくとともに、元気に、たくましく成長していただきたいと願っています。新しい学校生活のスタートです。新入生の皆さん、保護者の皆さん、そして学園に関わる全ての皆さんのご活躍とご多幸をお祈り申し上げます。

白川村議会

第32号

令和3年4月12日
発行

CONTENTS

第1回議会定例会	2	第1回議会改革特別委員会	8
第1回定例会各議案認定のツボを解く	3	10年後の自分へ	14
令和3年度当初予算のツボを解く	4	第2回議会臨時会	14
第1回議会定例会 一般質問	5	議会探検隊募集	14
議会の行事結果	6・7	編集後記	14



白川村

shirakawa village



第1回議会定例会は、令和3年3月9日(火)から3月16日(火)の会期で開催し、条例改正、当初・補正予算等について慎重に審議し原案のとおり可決しました。

◆第1回議会定例会◆

●報告(1件)

◎令和元年度新地方公会計制度による財務諸表の報告について

- ▶ 統一的な地方公会計制度による、資産や行政コスト計算、資金収支など財務書類を作成した報告を受けました。村の限られた財源を「賢く使うこと」を目的に、今後の予算編成等に積極的に活用します。(財務諸表は村のホームページにも公表されています。)

●計画の変更(3件)

◎白川村過疎地域自立促進推進計画の変更について

◎御母衣辺地総合計画の変更について

◎平瀬辺地総合計画の変更について

- ▶ 過疎、辺地に関する事業内容の追加等により、それぞれの計画変更を行いました。

●条例等制定・改正(6件)

◎白山国立公園大白川園地内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- ▶ 大白川地内の宿舍の取り壊しに伴い、条例から名称を削除しました。

◎スキーリフト管理条例の全部を改正する条例について

- ▶ 白弓スキー場について、指定管理ができるよう条例を改正しました。

◎白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- ▶ 新庁舎の建設検討を行うための委員報酬を条例に追加しました。

◎白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

- ▶ 保険医療機関での電子資格確認の運用開始に対応できるよう条例を改正しました。

◎白川村営残土処理場条例の一部を改正する条例について

- ▶ 残土処理場の搬入使用料を1,500円/m³、搬出使用料を500円/m³に増額しました。

◎白川村積立基金条例の一部を改正する条例について

- ▶ 積立基金を活用しやすくするため、基金の名称と目的の見直し、白川村未来を担う人材育成基金を創設しました。

●施設の指定管理(29施設)

◎指定管理者の指定について

- ▶ 村の公共施設の指定管理期間満了に伴い、改めて施設の指定管理者を指定しました。

●契約関係(1件)

◎工事請負変更契約の締結について

白川村防災行政無線(移動系)整備工事
 工期 変更前 令和3年3月12日まで
 変更後 令和4年3月21日まで

- ▶ 整備する予定であった馬狩地内の防災行政無線中継局が雪害にあったため、事業を繰越し、約1年工期を延長しました。

●令和2年度3月補正予算(8件)

◎白川村一般会計補正予算(第7号)

◎白川村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

◎白川村介護保険特別会計補正予算(第3号)

◎白川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

◎白川村簡易水道特別会計補正予算(第3号)

◎白川村公共下水道特別会計補正予算(第4号)

◎白川村温泉開発特別会計補正予算(第2号)

◎白川村白弓スキー場特別会計補正予算(第3号)

第1回 定例会 各議案認定のツボを解く

このコーナーでは「令和3年第1回定例会」議論と協議を要した一部を紹介させていただきます。

◎小白川光ケーブル整備事業 5,000万円

村内の光ケーブルは、国道156号線沿いに南部方面から整備されています。今回の整備により、小白川地区まで光ケーブルが延長され、富山県側と岐阜県側がつながることで、より安心、安定的に通信を利用することができる予定です。特に大きなメリットとして、災害等で断線した場合のバックアップ機能、大容量通信を含めた強靱化を図ることができます。総務省の光ケーブルによる大容量通信の整備に対する補助を利用し、国庫補助金2,000万円、過疎債2,990万円を財源に、通信事業者へ整備をお願いすることについて可決しました。
(この事業は、3月10日の総務産業常任委員会においても審議し、可決しました。)

◎予算の不用額の削減 一般会計3億9,400万円減

「不用額」とは、村の決算における、予算額と実際に使用した額の差額をいいます。不用という言葉からいらなかったものという印象を受けますが、例えば工事の入札によって予算よりも安い価格で事業が行えた、この事業の経費を節約できたなど、事業目的をしっかりと果たした結果、残った予算をその他の必要な事業へ又は翌年度以降の事業財源のために確保するといった考えもあります。

今年度は、コロナ禍の中で、経済対策経費をはじめ、各種事業が大きな影響を受け減額が多くなりました。各課それぞれが事業内容を見極めて予算整理をいただいています。議会としても、不用額の動向に注視しながら補正予算案を審議し可決しました。

◎指定管理者の指定について

村内の公共施設（29施設）の指定管理者を指定することについて、可決しました。指定管理期間は、令和3年4月～令和8年3月までの5年間です。また、募集の結果、申請がなかった焔仁美術館、白弓スキー場、森の食彩館白真弓についても、今後の管理、募集の方法など審議、確認を行いました。

◆ 令和2年度 一般会計・特別会計3月補正予算収支状況

(単位：千円)

会計名		補正前の額	今回の補正額	補正後の額	
一般会計		4,702,601	-394,137	4,308,464	
特別会計	介護保険	(サービス事業勘定)	3,433	0	3,433
		(保険事業勘定)	256,670	1,336	258,006
	後期高齢者医療		32,038	-126	31,912
	国民健康保険	(事業勘定)	251,450	5,722	257,172
		(直診勘定)	130,868	-2,846	128,022
	簡易水道		83,567	-567	83,000
	温泉開発		25,800	-6,452	19,348
	公共下水道		93,800	-5,143	88,657
	白弓スキー場		15,767	-1,923	13,844
	小計		893,393	-9,999	883,394
合計		5,595,994	-404,136	5,191,858	

令和3年度 当初予算のツボを解く

令和3年2月2日から3月16日の間、計4回に渡り予算特別委員会を開催し、「令和3年度当初予算」について慎重な審査の結果、全会一致で可決しました。令和3年度の一般会計は35億円、特別会計は7億8,000万円で合計42億8,000万円。昨年とほぼ同額の大型予算となりました。

歳入では新型コロナ関連の影響もあり、村民税は減少傾向で、固定資産税についても年々減少する見込み。地方交付税は予算全体の約28%を占めており、交付額の減少がみられるところですが、年度末において新型コロナの影響が出る可能性も懸念材料ですが財政の健全性を示す健全化判断比率の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来比率はいずれも早期健全化判断基準を下回っております。

村民の皆様が安心安全で暮らせる住みよい村づくりに導けるよう、議会としましても取り組んでまいります。令和3年度予算で審議された事業の一部を紹介させていただきます。

◎ふるさと納税推進事業

4,780万円

ふるさと納税を強力に推進し、昨年比4,300万円増。これを財源として様々な事業に活用します。

◎新型コロナウイルス観光対策経費

4,300万円

昨年に引き続き、白川郷宿泊キャンペーン、キャッシュレス決済割引キャンペーンを実施します。

◎耕蓄環境循環化事業

1,690万円

吉野GPファーム(養豚場)から出る優良な堆肥を地域内に循環する為に、必要な堆肥舎とマニアスプレッダー(散布機)を整備します。

◎保育所臨時経費

2,150万円

機能分割保育の実施にともない、白川保育園園舎改修、改造、増築に関わる設計及び工事を行います。

◎白川村未来を担う人材育成基金

1,300万円

白川村及び日本の未来を担う人材育成の為、企業版ふるさと納税を活用した奨学金事業を創設します。

◎南部体育施設等改修整備事業

2,940万円

平瀬体育館大規模改修工事。令和3年度、4年度で改修工事を行います。

◆ 令和3年度 一般会計・特別会計 当初予算

(単位：千円)

会計名		令和3年度	令和2年度	比較	
一般会計		3,500,000	3,500,000	0	
特別会計	介護保険	(サービス事業勘定)	3,000	3,000	0
		(保険事業勘定)	207,000	208,000	△ 1,000
	後期高齢者医療		32,500	32,100	400
	国民健康保険	(事業勘定)	218,000	215,000	3,000
		(直診勘定)	130,000	124,000	6,000
	簡易水道		60,800	64,600	△ 3,800
	温泉開発		26,200	25,800	400
	公共下水道		106,400	93,800	12,600
	白弓スキー場		1,000	15,200	△ 14,200
	小計		784,900	781,500	3,400
合計		4,284,900	4,281,500	3,400	

白川郷は、不便益のキング?

Q これからの観光戦略について

A アフターコロナに向けて常に
取り組んでおります



高桑 徹司 議員

Q 世界遺産集落から賑わいが消えて1年以上が経ちました。コロナワクチンの接種が世界各国で徐々に進んで参りましたが、終息には相当の時間を要する感じがしております。さて、これからの時代を見据えANAホールディングスでは、「旅と学びの協議会」を設立して、2月16日に4回目のシンポジウムがオンラインで開催し、「ポストコロナの旅と不便益」と題して駒沢女子大学観光文化学類の鮫島淳教授様が基調講演をされ、「白川郷は不便益のキングと言っても良いくらいだ。」との記事を拝見しました。「公共交通網も決して便利という訳ではなく様々な我慢を受け止めながら暮らしている。しかし、そこから来る村人の精神的豊かさは、その場所へ行って体験してこそ学べる、自己変容をできる旅である。」と述べられております。「動画や写真だけで終わらすことの出来ない不便益の魅力が白川郷にはある。」過去に島根県海士町へ視察に行った際に響いた言葉「ないものはない」、私は、今回の不便益という言葉は、今後の観光戦略に必要な考え方ではないかと考えております。そして、もう一つの戦略。宣伝周知であります。県が主体となって行うプロモーション活動や広域観光圏の組織間での周知の他に、SNSでの周知を研究してみてもどうでしょうか?私は、発信者と繋がりがやや強いマイクロインフルエンサーを利用するような研究をしてみてもと思います。コロナ禍の中、特にアジアの国々向けの観光周知として、白川郷を日本の一つの観光地として意識してもらおう事が狙いです。当然メリットとデメリットは存在しますが、インフルエンサーによる現地での空気感、SNSの拡散力は、今後の宣伝周知において主流になって来るかもし

れません。ポストコロナを見据えた誘客活動を含めた観光戦略について、見解をお聞かせ下さい。

A 令和2年の本村の観光客数は、70万6,000人。精査段階ではありますが平成6年頃の数値に近いものでした。アフターコロナにおける誘客は、全国の観光地がキャンペーン等を展開することが予想され、本村としても計画性と戦略性を持って取り組みます。誘客宣伝には、非常に大きな予算を必要とすることから、広域行政間を中心に今後も進めたいと考えております。議員ご質問のインフルエンサーによるSNS上の発信については、時として非常に大きな影響を与える力があります。100万人以上のフォロワー数を持つメガインフルエンサーから1千人から1万人未満のナノインフルエンサーまで4段階に分かれ、フォロワー数×30円から50円が相場と言われております。議員の申されるマイクロインフルエンサーの場合30～50万円程度になるものと思われれます。現在、インフルエンサーマーケティングと呼ばれる手法において、自治体で利用されているところもあります。しかし、費用対効果の是非や宣伝効果の持続性等の検証部分が多く踏み込めない実情があります。しかし、国や県の補助事業等でマッチするものがあれば、必要に応じて本村単独のインフルエンサー招請事業を検討したいと考えます。不便益の中であっても、量から質への基本的な考えを踏襲しながら、家庭内産業から雇用を生む産業構造改革に取り組みたいと考えます。村は、一生懸命に新規お客様の誘致獲得に努め、事業者の皆さんにはリピート率が向上するおもてなしの研鑽をお願いし、アフターコロナの元気な白川村を構築したいと考えます。

(答弁者：成原村長、成原観光振興課長)



坂本 正代 議員

村に潜むネグレクト!

Q 児童養護・社会養護・育児放棄(ネグレクト) 村の取り組みと体制は!?

A 対応プロセスに基づいて速やかに 問題解決を図ってまいります

Q 私たちを取り巻く環境は、今や大きく変わり私が子育てをした環境とは、かなり違ってきております。社会が変わったのか人の心が変わったのか、メディアから聞こえてくるのは子供への虐待や育児放棄といった大変心の痛くなる様な言葉であり、痛ましい現実です。そうした中で、私が数年前から知り合うこととなった青年は、夫婦で児童養護施設に勤めており、様々な事情で親と離れた子供達のサポートをしているとのこと。そして将来は、夫婦で施設を立ち上げてみたいと夢を語っております。私は、深い考えもなしにこの自然豊かな白川村で育てることが、子供たちの心の傷を癒し親子間の解決方法によいのではないかと、誘いの言葉をかけましたが、果たして我が村は、そういったサポート体制が出来ているのか疑問が湧いて参りました。子供の社会問題をどう捉えて考えているのか、現在の支援制度やサポート体制は、どうなっているのか、白川村の現状とこれからのお考えをお聞かせください。

A 本村において児童虐待の疑いのあった事例はございます。児童虐待等の事案に対する白川村の対応に関しては、「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき虐待の疑いが発見された際には、速やかに村民課・学園への報告を進め慎重な情報の整理・記録を行った上で、必要に応じて警察や高山市にあります飛騨子ども相談センターへ通告するとともに、支援計画・安全確保・保護措置等対応プロセスに基づき行なっております。同時に児童虐待等に関する対応についてのチラシを制作するなど村民への周知を図っているところでございます。また、施設を立ち上げたい方、ボランティア活動を展開する活動資金については、規模の大きな県や市では社会福祉協議会や企業等の資金を受けられておりますが、本村では、虐待や育児放棄に対

するNPO活動にあっては弱い部分でありますので施設立ち上げのお声がありましたら、相談窓口になります白川村社会福祉協議会へご相談いただければと思います。

(答弁者：近藤教育委員会事務局長)

A 子供を取り巻く一部の悲惨な環境、状況については非常に嘆かわしく、悲惨なニュースを見るにつけ痛ましい思いであります。現在の社会問題は、情報化社会において村に起こったとしても不思議ではない危険性をはらんでおり虐待・ネグレクト・いじめ・発達障害支援が必要な状態の子供のための発見・対処・解決方法については、専門家・県の関係機関につないで速やかな行政サポートを行ってまいります。施設の立ち上げについても専門家につなぐことで早期対応、細やかな気配りでカバーしたいと考えております。

(答弁者：宮丸教育長)

2月行事結果

日曜日	曜日	行 事	出席者
	2 火	第1回予算特別委員会 総務産業常任委員会	出席者 全員
	4 木	第2回予算特別委員会	出席者 全員
	5 金	第3回予算特別委員会	出席者 全員
	9 火	後期高齢者医療広域連合定例会	出席者 議長
	10 水	第1回議会臨時会 議員懇談会	出席者 全員
	16 火	地方財政対策等説明会・ 合同懇談会	出席者 議長
	17 水	古田知事との懇談会	出席者 議長
	19 金	国保運営協議会	出席者 議長・総長
	22 月	例月出納検査	出席者 大田議員
	24 水	市町村振興協会理事会・ 評議員会	出席者 議長
	26 金	議会運営委員会	出席者 全員

みんなで村の活気を取り戻そう!!



宮部 俊典 議員

Q 「地域振興券」の発行 強く要望!

A スピード感を持って前向きに回答!

Q 昨年度より続いていますコロナウイルス感染症により、村の状況の不安定化及び景気の悪化を起こしていると考えます。現状では、ワクチン接種も可能なところまで来て、今後コロナウイルスも終息に向かうことを願っています。観光立村として未だに感染者ゼロという白川村は本当に誇らしいと私は思います。これには行政指導もあり、村民がコロナに関して自我を抑制し感染防止に心がけた結果であると考えます。

今回の村長の施政方針に「痒い所、痛い所に手が届く行政」の実践のためにも、村の活性化及び村民のための「地域振興券」の実施を強く要望させていただきます。高山市では、既に2度も実施されています。市民に聞きますと「本当に助かった」とのことです。驚いたのは内容で、1万円購入した場合、2万円分の振興券を発券することです。近隣で実施されているのに、何故白川村では出来ないのかという村民の意見も多数聞きます。何度となく要望してきた手前、実施に至らない面も理解しているつもりです。白川村では絶対的に使用できる店舗が少なく、一極集中してしまう傾向にあり、行政から見ると腑におちない点がありますが、村民から考えれば助成になることは明確であります。村民の目線で考えていただき、活気付けの岐点となるように考えますがお答えください。

A 過去に「地域振興券」事業は「白川村地域商品券事業補助金交付要綱」及び「白川村プレミアム付き商品券事業実施要領」に基づき、商工会が主体となり実施しています。議員が強く要望されます「村の活性化及び村民のための地域振興券」は、店舗が一定数揃っている地域では経済刺激策として効果があると考えます。本村では特定の事業所への集中が予想され、活性化は限られてしまいます。しかし、春先から夏場の期間限定であれば違う効果や結果

の可能性もあります。村民の生活支援を優先した「地域振興券」が求められれば、情報収集に努め、検討・協議を進めたいと考えます。

(答弁：成原観光振興課長)

議員ご質問の「地域振興券」の発行ですが、村の経済の活性化を図る事もあります、生活支援の目的もあるため、一考したいと思います。経済の活性化を求めた場合、現金給付よりは確実に使用していただける「地域振興券」は有効であり、経済情勢を見極め真剣に検討したいと思います。発行に際しては、公平、公正の観点から、高齢世帯や独居世帯、子育て世帯に手厚い振興券となるように、更に観光関係事業者からの度重なる要望もいただいていますので、限られた財源の中で慎重な検討が必要となり、議会と協議させていただきたいと思います。村内で幅広く使用出来る振興券にもしたいと考え、商工会をはじめ関係機関との調整が必要であり、多岐に渡る検討事項もありますが、議会のご理解がいただけましたらスピード感を持って実行することで、前向きな答弁とさせていただきます。

(答弁：成原村長)

3月行事結果

日	曜日	行 事	出席者
1	月	執行議員懇談会	出席者 全員
9	火	3月議会定例会 初日	出席者 全員
10	水	第4回予算特別委員会 第2回総務産業常任委員会 第1回議会改革特別委員会	出席者 全員
16	火	3月議会定例会 最終日	出席者 全員
24	水	町村議会議長会評議員会 例月出納検査	出席者 議長 出席者 大田議員
30	火	第2回議会臨時会 広報委員会	出席者 全員 大田・高桑・宮部・坂本



大田 忠広 議員

ふるさと納税を活かして児童生徒に通学手当を！

Q 白川郷学園児童生徒の通学手当について

A 公平性の確保を担保出来ず支給出来ません

Q 白川郷学園へ徒歩による通学の児童生徒について、靴や長靴の底が減り買い替えが頻繁である。冬期間の長靴の底についてはゴムの張替えをしたがすぐに剥がれてしまい、1シーズンで2度も買い替えをした。など保護者から子供の履物の消耗が激しいとの声がありました。

バスで通学する児童生徒と比較すれば、当然頻繁な買い替えが必要であり決して安価な買い物でもありません。

社会人であれば距離により「通勤手当」が支給されているように、特に徒歩通学の児童生徒に対してふるさと納税の教育目的を活用して「通学手当」の支給を実施していただきたい。

A 現在、教育委員会では通学に係る助成金は「ひとり親世帯及び多子世帯等の高等学校通学費助成金交付要綱」に基づき、高校生のうち1人親世帯、身障者、第3子以降の生徒を対象に通学定期費用または下宿等に係る費用に対して月額1万円を助成しています。

説明するまでもございませませんが、白川村の地域

性から保護者の負担が大きくならざるを得ない環境にある中で、どこのご家庭も親の責務として「子供のために」と懸命に働き負担されている現状がございます。

議員ご提案の「徒歩通学の児童に対して通学手当の支給」を想定し制度設計を行った場合、補助対象経費、補助額（率）、対象者となるべき距離等の算定等において、行政の原則である「公平性の確保」を担保できません。

よって通学手当の支給は難しいものと考えております。

財源として「ふるさと納税」の活用を兼ねてご提案いただきましたが、学校教育の中でICT関連整備事業などに活用させていただいております。また、企業版ふるさと納税にありましては、来年度から企画しております「白川村の未来を担う人材教育」としまして、金銭的な理由により夢を諦めず、自分の将来の夢に向かうことが出来るよう、協賛企業からの寄附金を募り経済的支援を進めさせていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

(答弁者：近藤事務局長、村長)

第1回議会改革特別委員会

コロナ禍に対応した委員会の構成について

報告者：高桑委員長

3月10日、議員全員で構成する「議会改革特別委員会」を開催し、コロナ禍に対応した委員会の構成について話し合いました。令和2年度はコロナ禍の影響で思うように議会活動ができませんでした。村議会7名ではありますが、要望活動、視察、研修、調査を行うには、その受け入れ先の制限のほかご迷惑をおかけする状況です。基本は7名ではありますが、今年度は状況に応じて少人数による活動を実施することとします。

また、特別委員会には、「企業誘致対策特別委員会」がありましたが、その調査、審議は総務産業常任委員会に引き継ぎ、特別委員会の数を減らすことに決定しました。

新型コロナウイルスが村経済に与える影響は災害級です



森崎 敏克 議員

Q 緊急事態宣言における村独自の事業者支援は？

A 観光PRを強化し、QRキャッシュレス・宿泊キャンペーンなど新年度も実施します

Q 2回目の緊急事態宣言により、岐阜県では平常時に21時以降まで営業していた飲食店に対して20時までの時間短縮営業に協力したことに対する県、国の協力金が支給されます。しかしながら20時以前までの営業時間の事業者には支給がありません。緊急事態宣言において、不要不急の外出の自粛、県をまたぐ移動の自粛の要請により、村の宿泊客は前年比約67%の減少、観光消費額においては、前年比93%の減少、せせらぎ公園駐車場の利用台数は普通車前年比45%減少、大型バスに至っては91%の減少と村内の観光事業者にとっては大打撃となっています。

昨年4月の緊急事態宣言発令時は国の持続化給付金、雇用調整助成金の特例、定額給付金、県からの協力給付金、村独自の感染症対策支援金により、事業者は難関を乗り越えてきました。2回目の緊急事態宣言下においては、協力金は特定の時短事業者のみで、村のほとんどの観光事業者は対象外です。

村経済に与える影響は災害級です。今回の緊急事態宣言下において、国・県の協力金の対象とならない事業者に対し村独自の協力金等の支給の考えはないかお伺いします。

A 岐阜県は年末年始に、21時以降に酒類を提供する飲食店を対象とした営業時間の短縮について協力金支給を条件に要請しました。更に、国の緊急事態宣言の発令に伴い、時間を20時以降とし2月7日まで延長。最終的には3月7日まで要請期間が再延長されました。その間、協力金単価は当初4万円から6万円に拡大され、全期間に応じた飲食店では、最大で300万円以上が支給されることとなりました。村内では当初13店舗程度が対象となる予想をしていましたが、実際のところ20件の申請があったと県

より報告を受けました。承認は県が行いますが、対象となった場合は、村はその5%を費用負担します。

今回は、県からの時短要請に応じた事業所に対する「協力金」であり、村が独自に何かしらの協力を求めて「協力金」を出す予定はありません。一方で、村の「QRキャッシュレスキャンペーン」は2月14日まで、「宿泊キャンペーン」は2年度末の3月31日まで、観光客数の落ち込みはありますが継続した営業ができるよう支援を実施。また、1事業所最大5万円までの感染防止対策補助金や雇用調整助成金の上乗せ助成、各融資に対する利子補給などの支援も実施しました。令和3年度においても引続き実施できるよう、予算計上させていただきます。

また、国の動きとして、中小企業庁が「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の概要を発表しました。この支援金は第1波の休業協力金や第3波の飲食店の時短要請と異なり、対象となる事業者は観光事業者だけでなく、製造事業者、流通関連事業者、生産者等々、幅広く設定され、建設関連事業者を除く大半の事業者が対象となる見込みです。村の事業者の皆さんには事業継続のために、是非ご活用いただきたいと考えます。

商工事業者が苦しんでいる現実を重視しながら、雇用の継続と観光客の賑わいを取り戻すための施策に取り組みたいと考えていますので、地域の皆さんの声を聞いて、必要な支援や補助などの施策とタイミング、またその予算について議会と相談し検討していきたいと考えます。ご理解とご協力をお願いします。

(答弁者：成原村長・成原観光振興課長)



10年後の自分へ（最終回）

～住んでいて良かった村へ～

みなさん、こんにちは。白川郷学園を卒業され新しい道を進み始めたみなさん、おめでとうございます。これからも頑張ってくださいね。さて、「10年後の自分へ」の締めくくりとして、これを読んで下さっているみなさんは、自分の10年後をどの様に描いていらっしゃるのでしょうか。自分のこと、仕事のこと、家族のこと。「考えたって仕方がない。なるようにしかならん！」と思う方もいらっしゃるかと思います。毎日が忙し過ぎて「考えている暇がない！」という方もいらっしゃるかもしれません。でも、ちょっとだけ瞑想しませんか？10年後の自分を。多くの場合は、「こうなっていたら良いな～」みたいな思いになるのではないのでしょうか？そこで皆さんに聞きたいのは、ご自身の10年後！そのとき白川村はどんな風になっているのでしょうか？空き家が目立つ過疎の村でしょうか？ざわざわと賑やかな村でしょうか？私が平成15年に議員の職を頂いた頃は、岐阜県99市町村が42市町村へと変わり、飛騨地区における様々な仕組みが変わりました。その後は東海北陸道全通による交通網大変革。義務教育校の設置、買物及び移動手段が困難な方への福祉サービスの充実。そして現在、世界中を負の連鎖へ導こうとするコロナ禍と戦っております。村として今も昔も変わっていない部分。地方交付税を中心とした国や県からの支援なくして皆様の生活は守れないという現実です。

令和3年当初予算における村民税（ダム等固定資産税含む）が歳入（収入）に占める割合は20.3%の6億8934万円。一般会計予算総額が34億円ですから分かってもらえるかと思います。様々な村民サービスは未来永劫において現状維持以上は困難かと想像します。世間では50歳前後の世代を責任世代と呼ばれているようです。しかし、白川村においては、社会人すべてが責任世代として活躍して欲しいと願います。高齢者福祉や子育て支援をはじめとした、生活に関わる政策が未永く維持するためには、その瞬間に関わる皆様の理解と協力なくして成り立たないと感じております。他人を思いやる一歩が村を育てると考えます。10年後に「住んでいて良かった」と言える心豊かな村づくりを目指して、ポストコロナに向けて共に知恵を絞って頑張りましょう。

（高桑 徹司）

臨時会広報

第2回議会臨時会を3月30日（火）に開催。各議案について慎重に審議し原案のとおり可決しました。

●条例改正（2件）

- ◎白川村課等設置条例の一部改正について
 - ▶各課に定める事務分掌を変更しました。
- ◎白川村介護保険条例の一部改正について
 - ▶保険料率を定める期間を令和3～5年度に変更しました。

●令和2年度補正予算（3件）

- ◎白川村一般会計補正予算（第9号）
- ◎白川村介護保険特別会計補正予算（第4号）
- ◎白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）
 - ▶特別交付税、国県補助金額の確定、基金の積替え等に伴う最終補正。

議会探検隊募集

（議会傍聴です）

議会議員が心より皆様をお待ちしております。一般質問で戦う私たちを、応援して下さい。

日時 令和3年6月定例会 一般質問日 **定員** 先着5名程度

（開催日予定 6月中旬 ※決まりましたら、早めにお知らせします。）

締切 催日の午前9時までです。

申込先 白川村議会事務局または、総務課まで



編集後記

議会だよりを愛読いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症が世界中で蔓延し、1年が過ぎ去る中で未だに終息の見通しが立たない。ワクチン接種も人口に応じた供給により白川村でも高齢者以外の接種の時期は不透明。

政府は2度目の緊急事態宣言を解除しましたが、変異ウイルスによる第4波の懸念もあり観光立村である白川村では更に厳しい年になるかもしれませんが必ず終息の日は来ます！

白川村では4月1日現在感染者は0です。村民皆様の感染予防対策の更なる取組強化をお願い致します。

（大田 忠広）